

防災・災害・危機管理対策の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体においては、東日本大震災のような大規模自然災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

国においては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法（略称）」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全確保及び原子力災害対策の強化について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の原因究明のための検証を継続的に実施し、原子力発電所の安全が確保されるよう万全の対策を講じるとともに、今後、他の既存の原子力発電所の安全な廃炉プロセスを確立し、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所事故の検証と総括の結果、新しい知見等が出た場合は、速やかに新規制基準に反映させるとともに、新規制基準適合性審査と併せ、今後の工事計画認可審査・保安規定変更認可審査の経緯や結果について、立地地域をはじめとする国民に対し、分かりやすく説明し、理解促進に努めること。
- (3) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、県や市町村が一体となって問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (4) 地方自治体が策定した避難計画の実効性を高めるため、積極的に支援・関与し、感染症流行下における具体的な避難のあり方を示すこと。
- (5) U P Z 圏内の地方自治体が実施する原子力災害対策に係る経費について、適正な財源措置を講じること。
- (6) 要配慮者利用施設における放射線防護対策への財政支援を拡充すること。
- (7) 原子力施設の安全規制上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。
- (8) 原子力発電所立地地域における広域避難用幹線道路を重点的に整備促進すること。

また、原子力災害時に備え、豪雪地域における安全で迅速な避難を確保するため、地域の実情に応じた避難道路等の確保対策を、国の責務として実施すること。

3 国土強靭化に向けた取組の強化について

- (1) 日本海国土軸を強化する社会資本整備を推進するため、社会資本整備総合交付金等の財政支援措置について、十分な予算を確保すること。
- また、防災・減災、国土強靭化のための緊急対策を継続するとともに、地方の拠点化を図る大型プロジェクトに対して集中的に財政支援措置を講じること。
- (2) 過去の大規模水害を踏まえ、直轄河川の河道掘削やもぐり橋の解消といった流下能力向上、堤防等の整備強化、分水路の抜本的改修など、治水対策を推進すること。
- また、治水や利水において広範囲に影響を及ぼす河川について、治水安全度等が早期に向上するよう、管理を直轄化すること。
- (3) 沿川地域住民の生命・財産を守り、企業等が安心して立地できる安全性を確保するため、流下能力の強化、緊急避難場所の整備など、河川の防災減災対策に対して、財政支援を拡充すること。
- また、普通河川の改修について、社会資本整備総合交付金の対象にすること。
- (4) 首都直下地震の発生が懸念されている中、太平洋側に偏ったエネルギーインフラを見直し、供給体制の多重化を図るため、日本海側への重点的な整備を促進すること。
- (5) 平成30年7月豪雨による被害を踏まえ、ため池下流域の防災意識の向上を図るため、ため池の防災・減災対策に係る定額助成を継続すること。

4 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 平成29年5月19日付け消防庁長官通知を踏まえ、消防団員の安全確保のための装備充実に対する財政措置を拡充するとともに、消防団設備整備費補助金の期限を延長すること。
- また、地域の実情を踏まえ、消防団員に係る交付税の算定基準を見直すとともに、消防団拠点施設の整備及び地下式消火栓改良事業に対して、防災対策事業債の充当率及び交付税算入率を引き上げること。
- (2) 被災者生活再建支援法について、被災世帯数の基準を設けず、被災した全ての世帯が支援を受けられるよう要件を緩和すること。
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の感染症対策を含めた機能維持・充実に係る補助制度を創設すること。
- (4) 災害等への備えを継続していくため、令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債の期限を延長すること。
- また、防災行政無線の保守点検及び、緊急情報の多様な伝達手段強化に係る費用について財政支援を拡充すること。
- (5) 水防団員等の安全確保を水防計画に反映するため、水防活動における退避基準を早急に制定すること。

5 北朝鮮による拉致問題の早期解決について

日本国政府として、主体的に北朝鮮と直接交渉を行い、拉致問題を一刻も早く全面解決すること。

また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。